

福井市自然史博物館分館 指定管理者募集要項

福井市足羽上町 1 4 7 番地
福井市商工労働部
観光文化スポーツ局 自然史博物館
TEL : 0776-35-2844
FAX : 0776-34-4460
E-Mail : sizen@city.fukui.lg.jp

目 次

1	目的	1
2	対象施設の概要	1
3	指定期間	1
4	開館時間及び休館日	1
5	指定管理者が行う業務	1
6	指定管理者が任意に行う業務（自主事業）	2
7	施設の管理経費	2
8	要求基準	3
9	申請資格	3
10	資料の配布	4
11	現地説明会	4
12	申請に関する質問の受付等	5
13	申請書類の提出期間、提出方法	5
14	申請書類等	5
15	指定管理者候補の選定	7
16	指定管理者の指定	9
17	スケジュール（予定）	9

福井市自然史博物館分館指定管理者募集要項

1 目的

福井市自然史博物館分館（以下、「分館」という。）は、分館基本計画の目標に掲げる「自然科学教育の推進と地域の産業・技術を支える人材の育成」及び「中心市街地のにぎわいの創出と広域的な観光誘客」を図るため、平成28年4月に設置されました。

今般、分館の管理運営に民間の経営手法を活用し、利用者へのサービスの向上と管理運営の効率化を図るため、福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例（平成24年福井市条例第4号。以下「条例」という。）その他の関連法令に基づき指定管理者を募集します。

2 対象施設の概要

(1) 名 称

福井市自然史博物館分館

ネーミングライツの導入施設です。施設の管理運営及び広報活動にあたっては、原則として、ネーミングライツ制度により決定した愛称を使用してください。

(2) 所在地

福井市中央1丁目2番1号

福井駅西口中央地区市街地再開発ビル（ハピリン）5階

(3) 施設概要

床 面 積 1837.70㎡

施設内容 展示室、ドームシアター、多目的室、エントランス、ミュージアムショップ、シアター工房、事務室、会議室、授乳室兼救護室、倉庫

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

ただし、指定期間内であっても、市が管理を継続することが適当でないと認めたとき、または、緊急に施設を使用する必要があるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部を停止することがあります。

4 開館時間及び休館日

(1) 開館時間 9時から21時まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市の承認を得て、開館時間を変更することができます。

(2) 休館日 週1日（ただし、機器点検等で臨時休館をすることができる。）

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市の承認を得て、休館日を変更することができます。

5 指定管理者が行う業務（本業務）

指定管理者が行う業務は以下のとおりとします。

(1) 学芸業務

調査研究業務

展示業務

ドーム映像業務

教育普及業務

- (2) にぎわい創出及び広域的観光誘客業務
- (3) 来館者おもてなしサービス業務
- (4) 施設等の利用促進に係る業務
施設等の利用許可業務（案内・利用受付・利用料金の収受等）
利用促進に係る広報・営業業務
- (5) 施設等の維持管理業務
- (6) 施設運営に関する業務
- (7) 引継ぎ
- (8) その他業務
（詳細は仕様書のとおり）

6 指定管理者が任意に行う業務（自主事業）

指定管理者は、利用者の利便を妨げない範囲であらかじめ市の承認を得て施設の設置目的に即した自主事業を行うことができます。

7 施設の管理経費

指定管理者は、利用者が支払う利用料金及び市が支払う指定管理料等をもって施設を運営します。

(1) 利用料金について

利用料金は、条例第9条の規定に基づき、指定管理者が市長の承認を得て決定し、自らの収入とします。

(2) 指定管理料について

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者から申請時に提案された金額をもとに、年度協定を締結する中で市と指定管理者の協議によって決定します。なお、指定期間の指定管理料の上限額は885,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）としますので、この範囲内で提案してください。消費税率変更時には増減します。

なお、修繕費については、仕様書に定めるとおり年度毎の精算を行います。

(3) 指定管理者の収入として想定されるもの

指定管理料

利用料金収入（入館料、施設及び付帯設備等の利用料金収入）

自主事業で得た収入等

(4) 指定管理者の経費として想定されるもの

人件費（福利厚生費を含む）

分館の維持管理費

事業費

その他管理経費（自主事業を含む）

本部経費（ ）

当該施設の管理運営に関して、給与、会計管理等の業務を法人本部で一括して処理する場合など、法人本部で発生する間接的な経費

(5) 指定管理料の支払い

支払い方法は、分割・後払いによるものとし、その時期や分割方法は協議の上、年度協定で定めます。

8 要求基準

「5」で掲げた業務を行うにあたっては、次の基準を充たすこととします。

年間施設利用者数 9万人以上

年間施設利用者数とは、本業務及び自主事業の参加者数の合計とする。

9 申請資格

(1) 申請資格

申請時点において、日本国内に事業所を有し、事業受託時には県内に営業所等を設置する予定の法人、その他の団体である方が申請できます。

個人は申請できません。

法人は、法人市民税の事業所開設届を日本国内に提出している法人とし、法人格のない団体にあつては、団体事務所の所在地で判断することとします。

(2) 欠格事項

申請時点において、以下のいずれかに該当する法人等は申請できません。

また、申請の後、事業開始までの間に、以下のいずれかに該当することとなった法人等については、申請は取り消されます。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されているもの。

福井市物品調達等契約または福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等の措置を受けているもの。

本市から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しないもの。ただし事業者の責めに帰さない理由により取り消された場合を除く。

本市から指定管理業務の全部又は一部を停止され、停止の日から1年を経過しないもの。ただし自らの責めに帰さない理由により停止された場合を除く。

本市から指定管理業務における業務の改善を指示され、その指示の日から1年を経過しないもの。ただし、市が改善されたと認める場合を除く。

国税及び地方税を滞納しているもの。法人格を有しない団体においては、その代表者が国税及び地方税を滞納しているもの。

破産、会社整理又は特別清算その他の倒産等に関する法令の手続きについて申し立てがなされたもの。

会社更生、民事再生の手続きについて申し立てがなされ、この手続きが終了していないもの。

福井市議会議員政治倫理条例(平成14年福井市条例第21号)第4条の規定により、本市が発注する請負(下請負を含む)、業務委託、物品納入等の契約の締結が制限されているもの。

福井市長の政治倫理に関する条例(平成17年福井市条例第21号)第21条及び同施行規則(平成17年福井市規則第83号)第23条の規定により、本市との間の工事、製造その他の請負契約、業務の委託契約及び物品の購入契約又はこれらの契約の下請負若しくは再委託に関する契約の締結が制限されているもの。

「指定管理者からの暴力団排除等に関する合意書」に基づく回答又は通報により、以下に該当するものが役員等となっているもの。

- ・集团的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織(以下、「暴力団」という。)の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「暴力団関係者」という。)であると認められるもの。

- ・不正の利益を図る等の目的により、暴力団又は暴力団関係者を使用したと認めら

れるもの。

- ・いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるもの、又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるような密接な関係を有していると認められるもの。

(3) グループでの申請について

- ・複数の法人等で構成されるグループで申請することも可能とします。この場合は、グループを構成する法人等(以下、「グループ構成員」という。)の中からグループを代表する法人等(以下、「グループ代表」という。)を定めてください。
- ・グループ構成員の1者でも(2)に該当する場合は申請できません。
- ・グループ構成員は、グループでの申請とは別に単独で申請することはできません。また、他のグループ構成員となることもできません。

10 資料の配布

資料の配布期間及び配布方法並びに配布資料については以下のとおりです。

(1) 配布期間

令和7年6月25日(水)から7月6日(日)の17時まで

(2) 配布方法

ホームページからダウンロードしてください。

URL : <https://www.city.fukui.lg.jp/kyoiku/gakusyu/museum/p071358.html>

(3) 配布する資料

様式集

仕様書

選定基準表

施設の管理範囲図面

指定管理料積算根拠

収支等の実績

福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例

福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成24年福井市教育委員会規則第3号。以下「施行規則」という。)

福井市自然史博物館の入館料及び利用料金の徴収等に関する規則(平成24年福井市規則第13号。以下「徴収規則」という。)

福井市自然史博物館分館基本計画

指定管理者協定書一式

11 現地説明会

申請方法、申請書類、指定管理業務、現地の状況等についての説明会を以下のとおり開催します。申請を検討している法人又は団体若しくはグループ(以下、「申請予定者」という。)は出席を必須とします。出席できない場合は、申請資格がありません。ただし、グループで申請する場合には、グループ構成員のいずれかが出席すればよいものとします。

(1) 日 時 令和7年7月8日(火) 14時～

(2) 場 所 福井市自然史博物館分館(ハピリン5階) 多目的室

(3) 参加人数 1法人又は1団体につき2名までとします。

(4) 申込方法 参加を希望される申請予定者は、令和7年7月6日(日)17時までに、現地説明会参加申込書(様式4—9)で、自然史博物館まで窓口持参又は

電子メールによりお申し込みください。お申し込みがない場合は、説明会に参加できません。

(電子メール送付先 sizen@city.fukui.lg.jp)

なお、参加者が少数の場合は、再度現地説明会を開催することがあります。

1 2 申請に関する質問の受付等

申請に関する質問を次により受付します。

(1) 受付期間 令和7年6月25日(水)～7月9日(水) 17時まで

(2) 受付方法 募集要項等に対する質問書(様式4-10)を、自然史博物館宛の電子メールにより提出してください。これ以外の方法による質問は受け付けません。

(3) 回答方法 回答は、7月16日(水)までに随時ホームページに掲載します。

URL: <https://www.city.fukui.lg.jp/kyoiku/gakusyu/museum/p071358.html>

再度現地説明会が開催された場合は受付期間及び回答掲載期間を延長することがあります。

1 3 申請書類の提出期間、提出方法

申請書類の提出期間、提出方法については、以下のとおりです。

(1) 提出期間

事前申請書類提出期間

令和7年6月25日(水)から

7月17日(木)17時(必着)

(休館日(6月30日(月)、7月7日(月)、7月14日(月))を除く。)

申請者が少なかった場合は、提出期間を延長することがあります。

本申請書類提出期間

令和7年7月25日(金)から

8月8日(金)17時(必着)

(休館日(7月28日(月)、8月4日(月))を除く。)

事前申請書類提出期間を延長した場合等は提出期間を延長することがあります。

(2) 提出方法

自然史博物館へ郵送または窓口を持参してください。

1 4 申請書類等

申請書類は、以下のとおりです。

なお、グループで申請する場合には、グループ構成員全てが次の(1)～及び(2)の書類を提出するとともに、複数の企業による協力体制が確認できる協定書等の写しを提出してください。

(1) 事前申請書類

下記の～の各書類について、正本(原本)1部、副本(写し)1部、合計2部を提出してください。

団体等の概要書(様式4-3)

役員名簿(様式4-4:住民票の添付は不要。)

定款その他これに類する書類

登記事項証明書又は登記簿謄本（法人格を有する場合のみ）
グループ構成員表（様式４—５）（グループで申請する場合のみ）
指定申請に係る誓約書（様式４－６）
納税証明書

[法人の場合]

当該法人にかかる下記の証明
国税：未納が無いことの証明（税務署発行の様式その３の３）
県税：未納が無いことの証明
市税：最新の納税証明書（課税されている全税目の記載があるもの）

[法人格を有しない団体の場合]

当該団体の代表者にかかる下記の証明
国税：未納が無いことの証明（税務署発行の様式その３の２）
県税：未納が無いことの証明
市税：最新の納税証明書（課税されている全税目の記載があるもの）
納期未到来の場合は、前年度の納税証明書など、滞納していないことが分かるものを添付すること

(2) 本申請書類

（１）の書類副本１３部に加え、下記の ～ の各書類について、正本（原本）１部、副本（写し）１３部、合計１４部を提出してください。

指定申請書（施行規則様式第８号）

事業計画書（様式４－１）

収支予算書（様式４－２）

本部経費を計上する場合、その内訳と積算根拠を明確に示してください。
指定の申請をする日の属する事業年度の直近３事業年度分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、法人税申告書のコピー（法人格を有する場合のみ）等（事業年度が３年未満の法人にあっては、全事業年度のもの。法人格を有しない団体にあっては、直近３か年分の経営状況が分かる書類）

類似業務実績書（様式４－１１）

申請者（グループでの申請の場合はグループの構成員）による「プラネタリウム（ドームシアター）」の業務実績を記載してください。

なお、類似業務が無い場合は、無しと記述してください。

(3) 申請に関する留意事項

- ・申請書類は、原則Ａ４版縦型、横書で作成してください。また、両面印刷でも結構です。
- ・前項の事業計画書については、様式１に記載したページ数以内で作成し、目次とページ番号を付けてください。
- ・正本、副本ともに製本等を行わず、フラットファイル等に綴り、各項目にインデックスを付した上で提出してください。
- ・証明書を除く申請書類は電子データで作成し、電子メール等でも提出してください。（電子メール送付先 sizen@city.fukui.lg.jp）
- ・申請書類の作成等にかかる経費は、申請者の負担とします。
- ・一法人等もしくは一グループにつき、提案は一案とし複数の提案は不可とします。
- ・申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

- ・申請書類の内容に虚偽又は不正があった場合は、失格となります。
- ・本申請書類の提出期間内に所定の書類が整わなかった場合は、申請がなかったものとしてします。
- ・申請書類の著作権は、申請者に帰属します。市が選定以外の用途に使用する場合は、事前に申請者に了解を得なければならないこととします。ただし、福井市情報公開条例（平成8年福井市条例第29号）（以下「情報公開条例」という。）に基づき使用する場合には、申請者の了解を得ずに使用できることとし、異議を唱えないこととします。
- ・申請書類は、情報公開条例による公開対象となります。そのため、公開することにより申請者の他の事業（本申請にかかる事業以外の事業）に支障となる書類については、提出時に理由書を添えて提出をお願いします。ただし、市が正当な理由と認められないと判断する時は公開することがあります。
- ・本申請書類提出期間経過後は、申請書類の変更及び申請内容の変更をすることはできません。ただし、選定委員会開催前において、誤字の訂正その他やむを得ない事情があると市が認めた場合は、変更ができるものとします。この場合、市が指示する期限までに、指定管理者申請書等変更等届出書（様式4-7）にて行ってください。
- ・本申請書類提出期間経過後に申請を辞退する場合は、指定管理者申請辞退届出書（様式4-8）を提出してください。

1.5 指定管理者候補の選定

(1) 選定委員会による選定

選定においては、福井市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、その審査結果を市長に答申します。

審査は、資格審査、一次審査、二次審査により実施します。ただし、申請者が4者以下の場合には、資格審査で有資格と認められたすべての申請者を対象とし、事前協議と審査を実施します。審査の採点にあたっては選定基準表の審査項目ごと（福井市が支払うべき指定管理料の提案額など機械的に採点する項目は除く。）に、最高点と最低点のデータを（同一数）切り落として平均値を算出・合計して当該団体の得点とし、結果に用います。

〔申請者5者以上〕	〔申請者4者以下〕
【資格審査】 ・申請資格を満たしているか審査 ・欠格が判明した場合申請者とならない	【資格審査】 同左
【一次審査】 ・事業計画の内容を選定基準表により採点 ・上位4者は二次審査対象 ・一次審査の点数は二次審査で使用しない	【事前協議】 ・事業計画の内容を協議 ・採点は行わない

【二次審査】 ・面接（プレゼンテーション及び質疑応答）と事業計画を総合的に採点 ・採点の結果、1位を優先指定管理者候補、2位を次点指定管理者候補として選定 ・1位または2位と同点の場合は、事前に指定した判定項目の点数が上位のものを選定 ・採点の結果が6割未満の申請者は候補者とならない	【審査】 同左
【選定基準及び配点】 選定基準及び配点は、選定基準表のとおり	

(2) 指定管理者候補の確定

市は、選定委員会にて選定された指定管理者候補との協議を行った上で、指定管理者候補を確定します。

確定結果については、二次審査（申請者が4者以下の場合は審査）対象者全員に通知します。

協定の締結

市は、管理運営の詳細について優先指定管理者候補と協議を行い、指定管理者候補として確定し、仮基本協定を締結します。（「協定書の構成」を参照）

優先指定管理者候補と協議が調わないときは、次点指定管理者候補と協議を行います。

指定管理者候補確定後は、もう一方の指定管理者候補の資格は失効します。

協定書の構成

（ア）仮基本協定

指定期間を通して適用する事項について規定する協定書です。なお、議案が否決されたときは、仮基本協定は無効となります。

主な規定事項については下記のとおりとします。

- ・指定期間
- ・指定期間中の指定管理料総額
- ・管理業務に関する基本的な事項
- ・管理業務に関する経費分担に係る事項
- ・その他の事項

（イ）年度協定

年度ごとに取り決めるべき事項について規定する協定書です。主な規定事項については、下記のとおりとします。

- ・当該年度の管理業務の内容に関する事項
- ・指定管理料に関する事項
- ・その他の事項

(3) その他

指定管理者候補を確定するまでの期間中に、申請者が選定委員会の委員及び担当職員に個別に接触、あるいは電話等による不適切な連絡を行ったときは、申請者としての資格を取消す場合があります。

(4) 選定結果等の公表及び情報開示について

選定結果等の公表はホームページ上で行います。

選定に関する情報開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び福井市情報公開条例（以下、「情報公開に関する条例」という。）に基づく請求があった場合に実施し、以下のとおりとします。

なお、選定結果等の公表及び開示の時期は、選定の公平性を確保するために、指定管理者候補を確定した後とします。

二次審査（審査）における採点の結果の公表について

申込順で全ての申請者名を公表します。また、併せて得点順で全参加事業者の得点を公表することとし、その場合には、優先指定管理者候補と次点指定管理者候補は当該団体名を用い、残りの申請者はアルファベット表記を用いて公表します。ただし、申請者が3者以下の場合、得点の公表は、優先指定管理者候補及び次点指定管理者候補のみとします。

なお、情報公開に関する条例に基づく情報開示の請求があった場合には、各委員（委員名は非開示）の採点結果を集計した表を開示するものとします。

一次審査の順位及び採点の結果の公表について

一次審査の順位及び採点の結果について、情報公開に関する条例に基づく情報開示の請求があった場合には、すべての申請者を、アルファベット表記を用いて表示し、各委員（委員名は非開示）の採点結果を集計した表を開示することとします。

1.6 指定管理者の指定

市は、指定管理者に指定する議案を議会に諮り、可決の議決を得た後、指定管理者として指定する通知及び仮基本協定を本協定とする通知を行います。

1.7 スケジュール（予定）

募集要項の配布期間	令和7年	6月25日(水)～7月6日(日)
説明会の開催	令和7年	7月8日(火)
質問の受付期間	令和7年	6月25日(水)～7月9日(水)
質問の回答期限	令和7年	7月16日(水)
事前申請書類提出期間	令和7年	6月25日(水)～7月17日(木)
本申請書類提出期間	令和7年	7月25日(金)～8月8日(金)
指定管理者候補の選定		
・選定委員会による選定	令和7年	8月中旬～10月上旬
・指定管理者候補の確定	令和7年	10月中旬
仮基本協定の締結	令和7年	10月下旬
指定管理者指定の議決	市議会	令和7年12月定例会
指定管理者の指定	令和7年	12月下旬～1月上旬
年度協定の締結	令和8年	4月1日

再度現地説明会を行った場合等、期間や提出期間の延長を行ったときは変更となります。